

○関東地方整備局告示第二百五十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年十一月十五日

関東地方整備局長 石原 康弘

第1 起業者の名称 栃木県

第2 事業の種類 一般国道119号改築工事（栃木県宇都宮市上戸祭町字追越地内から同市長岡町字大篠地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 栃木県宇都宮市上戸祭町字追越及び長岡町字大篠地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、栃木県宇都宮市上戸祭町字北ノ前地内から同市長岡町字大篠地内までの延長1,248.4mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道119号改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である栃木県は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道

路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない区間であり、起業者である栃木県は、本件事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条の規定による交付決定を受けていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道119号（以下「本路線」という。）は、日光市七里地内の日光宇都宮道路の日光インターチェンジを起点とし、宇都宮市宇都宮工業団地地内の一般国道4号との接続点である平出工業団地交差点を終点とする延長36.0kmの主要幹線道路であり、栃木県県央地域の産業、経済、観光、社会、文化及び生活を支える道路として重要な役割を担っている。

しかしながら、本路線における本件区間（以下「現道」という。）は、宇都宮市東部の工業団地群に移動する交通や宇都宮市街地に移動する交通等が混在することから自動車交通量が多く、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年9月に起業者が実施した調査によると、宇都宮市上戸祭町地内の北道路入口交差点において、最大渋滞長400mが確認されており、平成29年に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、宇都宮市長岡町地内で、51,329台/日であり、混雑度は1.60となっている。

本件事業の完成により、交差点が立体化されることから、交通混雑の緩和が図られ、宇都宮インターチェンジと宇都宮市東部の工業団地群や栃木県救命救急センター（済生会宇都宮病院）へのアクセスが向上するなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成30年4月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされている。騒音については、環境基準を超える値が見られるものの、排水性舗装の敷設等の環境保全対策を行うことで、環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているクロシジミ、ツマグロキチョウ及びホシチャバネセセリ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているタガメ及びトウキョウサンショウウオ、準絶滅危惧として掲載されているガムシ、オオムラサキ、キンイロネクイハムシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているツルカコソウ、準絶滅危惧として掲載されているチャイロカワモズク、カキツバタ、ミクリ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、本件事業は線的な工事であり、地域的な絶滅を引き起こすことはないことなどから、影響は軽微であると予測されている。加えて、起業者は、周辺の水路に濁水が流出しないよう対策を講ずるなど、環境への影響を低減するよう工事施工を行うこととしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、起業者は、工事の実施に当たり、

遺構・遺物等が確認された場合は、栃木県教育委員会と協議の上、必要な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づく4車線道路の改築（立体化）事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和47年3月1日に都市計画決定され、平成19年7月27日に変更決定された都市計画と、法面及び交差点の隅切り部を除き基本的内容について整合している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、宇都宮市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 栃木県宇都宮市役所